



相続について

（サービス内容のご案内）

どんな場合に相続税はかかるのか、
いつ何をすればいいのか。
私達が心を込めてサポート致します。



家族を亡くすということ。
それは誰にとっても、避けて通れない道です。

その道には、「亡くなった方のものを引き継ぐ」という
場面があります。

引き継ぐものが、ただ心に刻めばよいたけの言葉や思い出であるなら、
わずらわしい手続きは要りません。守らなければいけない期限もありません。

形あり価値ある「遺産」を引き継ぐとき。
そこには必ず、守らなければならない手順と決まりがあります。

遺産の金額によっては、相続税という税金を期限までに払わなければいけません。
わずらわしい税金の計算や申告手続きは**是非とも、私達のような税理士事務所にお任せください。**



最初のご相談

何をどうすればよいのか分からない人も、
具体的に悩みがはっきりしている人も。
まずは当事務所にお越し下さい。



とりあえず知りたい！（無料相談）

そもそも相続税とは、どんな場合に
かかるのか、相続の手続きとは何か、
分かりやすくご説明します。

「私の場合」は？（有料相談）

具体的な財産やご家族の状況を
お聞きした上で、ある程度具体的に
ご説明し、計算します。

相続財産の計算

もしかして、相続税がかかるかもしれない。
そんな時は「相続財産の金額」を正確に
計算してみることをおすすめします。

あくまで目安ですが、10～20万円の範囲で料金を頂戴しております。

色々な資料を当方がお預かりしてきちんと計算しますので、それなりの手間がかかります。

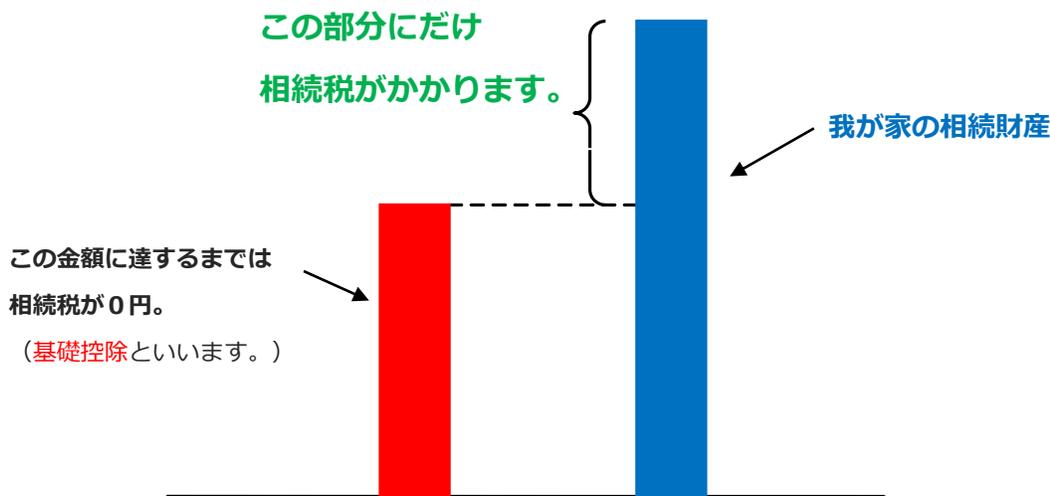
ただ、一般的なご家庭の場合、財産の種類や量にもよりますが、これまでの当事務所の実例を振り返ると、だいたい上記の金額の範囲で収まるケースがほとんどです。

税金の申告

遺産が一定以上あると、相続税がかかります。
税務署に正しく申告することによって、税金が
安くなる場合もあります。



相続税のしくみ



は、この金額までなら相続税はかからないという**上限金額**です。

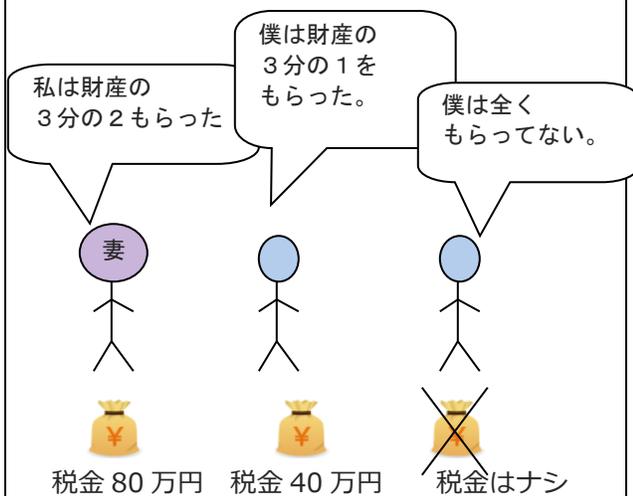
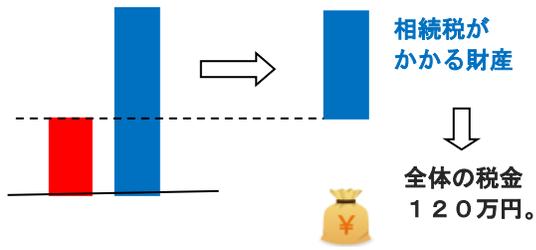
(H27年以降の死亡なら)

3,000万円 + 600万円 × 人 が**上限金額**です。

(“ 人 ” は、ご遺族の人数などによって決まります。)

税金の計算と支払い

(例)



まず、全部の財産について、いくら税金がかかるのか計算します。



そして、それぞれ自分がもらった財産の割合に応じて、それぞれが税金を払うことになります。



夫婦、未成年、障害者、血縁関係の有無…などの色々な立場・事情が考慮されます。

その結果、支払う税金の額が少なくなったり、0円になったり、逆に多くなったりする場合があります。

料金表

ご家族の状況とニーズに応じて、お客様と相談の上、個別にお見積りしております。

<加算するもの その1 ; 基本となる報酬の額>

※ 表示金額はすべて消費税抜

①	基本報酬額	100,000	円
---	-------	---------	---

<加算するもの その2 ; 税務顧問報酬>

②	遺産の総額(評価減前)が	5,000万円未満	→	+	150,000	円
	"	5,000万円以上 7,000万円未満	→	+	300,000	円
	"	7,000万円以上 1億円未満	→	+	550,000	円
	"	1億円以上 3億円未満	→	+	800,000	円

<加算するもの その3 ; 税務書類の作成報酬>

③	遺産の総額(評価減前)が	5,000万円未満	→	+	75,000	円
	"	5,000万円以上 7,000万円未満	→	+	150,000	円
	"	7,000万円以上 1億円未満	→	+	275,000	円
	"	1億円以上 3億円未満	→	+	400,000	円

<減算するもの その2 ; 税務顧問報酬>

④	そもそも、相続税がかかるのかどうか試算のみ行う場合	→	②の料金発生は0円
	相続財産の種類が比較的少なく、計算が複雑でない場合	→	②の10%をマイナス
	相続人が2名以下である場合	→	②の10%をマイナス
	既に作成済の申告に対する修正申告である場合	→	②の10~40%をマイナス

↓

▲	円
---	---

<減算するもの その3 ; 税務書類の作成報酬>

⑤	そもそも、相続税がかかるのかどうか試算のみ行う場合	→	作成書類に応じて考慮
	戸籍謄本等の人的資料取り寄せは相続人が行う場合	→	③の40%をマイナス
	遺産分割協議書のひな形作成は当事務所が行わない場合	→	③の10%をマイナス
	その他、お客様の経済状態に応じた減額が必要な場合	→	状況に応じて考慮

↓

▲	円
---	---

<ケース1> 料金は高くてもいいから手間と時間から解放されたい人の場合

① まず、亡くなった人の遺産の種類と金額を確かめます。

所定の「委任状」に実印を押印して頂き、印鑑証明書を添えて当事務所にお送り下さい。

お送り頂いた委任状に基づき、預貯金や有価証券の残高証明書や固定資産税の評価証明書、戸籍謄本などの書類を当事務所が収集します。

収集した書類のうち、ご遺族の方々あてに届くものについては当事務所にお送りください。その際、当方より追加でお願いした書類(※)があれば、それらも併せて当事務所にお送り下さい。
(※) 通帳コピー、保険証券、葬儀費用の明細、故人の医療費や税金など

当事務所が相続財産の金額を計算します。(※この時点での計算結果は概算値となる場合もあります。)

② 相続人の方々に、誰がどの遺産を引き継ぐのか確認して（決めて）頂きます。そして遺言書、又は遺産分割協議書(※)をご用意下さい。

(※ひな形は当事務所より御提供できますが、実際の作成は弁護士や司法書士等に依頼することになります。)

税務署に申告書を提出する必要がある場合、当事務所が申告書類一式と税金の支払用紙を作成します。

書類一式、相続人の皆様にお渡しします。

書類に押印し、当事務所まで返送願います。

税金の支払用紙は返送不要です。
そのまま金融機関等でお支払い下さい。

当事務所から押印された申告書類一式を税務署に提出します。

上記②の結果にもとづき、遺産の名義変更手続きを行います。

不動産の名義変更を
司法書士に依頼します。

預金や有価証券の
名義変更をします。

基本にご自身で行って頂きますが、可能な限り当方がお手伝いできます。

<ケース2> 自分達で出来ることは極力、自分達で行って料金を節約したい人の場合

① まず、亡くなった人の遺産の種類と金額を確かめます。

預貯金や有価証券の残高証明書、固定資産税の評価証明書、戸籍謄本等の書類を収集して下さい。
(ご家族にとって具体的にどういう書類が必要かは当事務所が御説明します。)

収集して頂いた書類と、当方より追加でお願いした書類(※)とを併せて当事務所にお送り下さい。
(※) 通帳コピー、保険証券、葬儀費用の明細、故人の医療費や税金など

当事務所が相続財産の金額を計算します。(※この時点での計算結果は概算値となる場合もあります。)

② 相続人の方々に、誰がどの遺産を引き継ぐのか確認して(決めて)頂きます。 そして遺言書、又は遺産分割協議書(※)をご用意下さい。

(※ひな形は当事務所より御提供できます。)

税務署に申告書を提出する必要がある場合、当事務所が申告書類一式と税金の支払用紙を作成します。

書類一式、相続人の皆様にお渡しします。

書類に押印し、当事務所まで返送願います。

税金の支払用紙は返送不要です。
そのまま金融機関等でお支払い下さい。

当事務所から押印された申告書類一式を税務署に提出します。

上記②の結果にもとづき、遺産の名義変更手続きを行います。

不動産の名義変更を
法務局で行って下さい。
※司法書士へ依頼可。

預金や有価証券の
名義変更を行って
下さい。



その他（よくある質問）

ひとたび相続が発生すると、これまで経験したこともない手続きや問題が生じます。

皆様がよく疑問に思われること、意外と知られていないこと等をまとめました。

よくある質問 ～ 相談のタイミング ～

問1

母が亡くなりました。どんなタイミングで何の手続きをすればよいのか、さっぱりわかりません。遺言などはなく、残された家族の間にもめ事や争いなどありません。

答1

お母様が亡くなられてから2カ月以内を目安に、税理士などの専門家の無料相談を受けられることをおすすめします。

正式な相続放棄の手続きをする場合は、死亡日より3カ月以内、お母様の「所得税」の確定申告が必要な場合は死亡日より4カ月以内、そして相続税の申告書の提出期限は、死亡日より10カ月以内が締め切りです。

問2

父が亡くなった直後から、遺産分けについて家族どうして意見が食い違っています。

答2

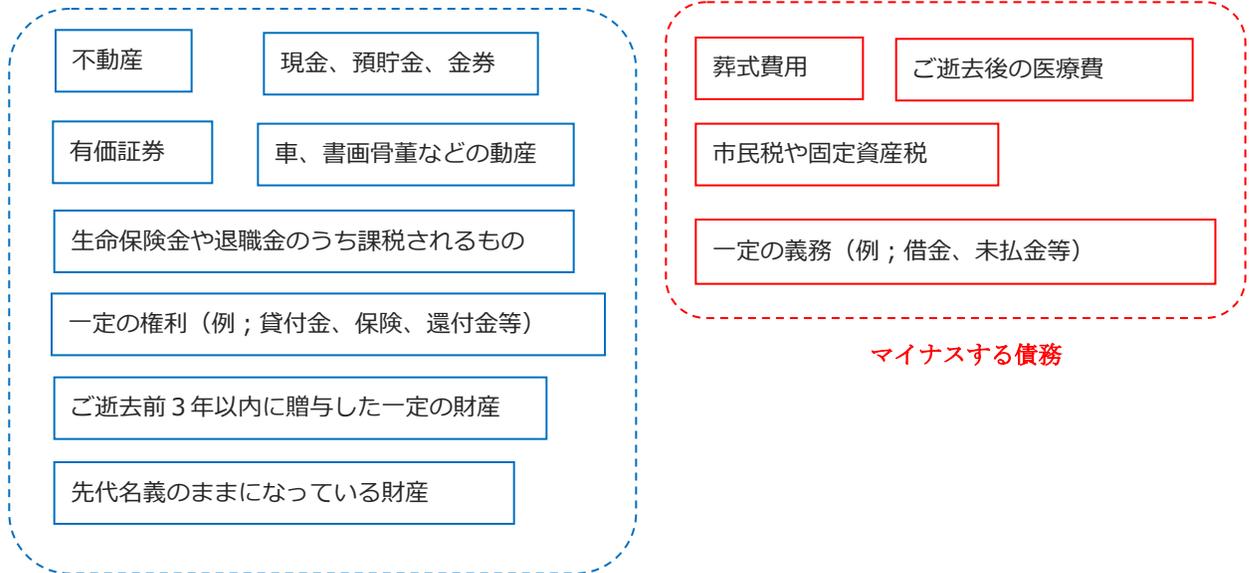
税理士よりも先に、弁護士に相談することをおすすめします。

弁護士への相談 = 家族同士の対決！ ではありません。早めの相談で無用な争いを避けましょう。そして、その弁護士と一緒に税理士を選んではいかがでしょうか。

よくある質問 ～ 遺産分割協議書 ～

問 1 遺産分割協議書って、どうやって作るのですか？

答 1 まずは、相続財産の額を把握することから始めます。
同時に、財産から差し引くことのできる債務や未払金なども確認しましょう。



プラスの財産

このように財産や債務が明らかになった段階で、誰が何を相続するのか決めて、その結果を書類の形にしたのが「遺産分割協議書」です。

全員が「原本」を持つことになるので、

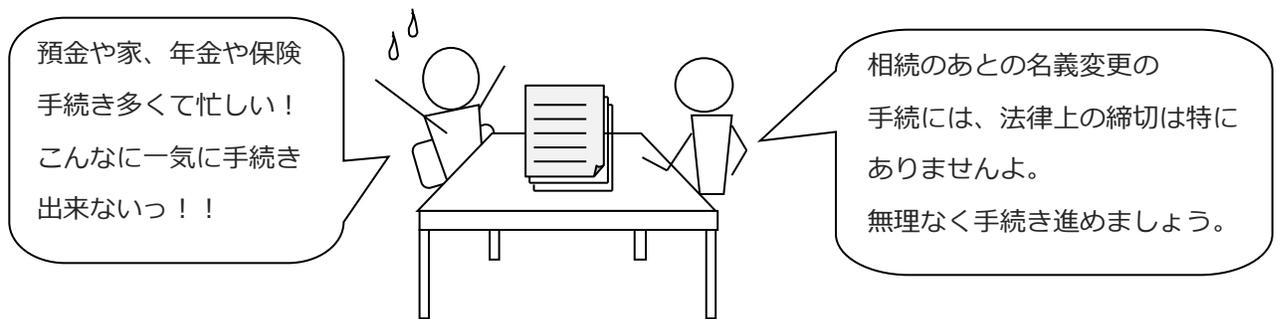
同じものを人数分、作ります。



よくある質問 ～ 不動産の名義変更 ～

問 1 自宅がいつまでも「亡き父の名義」になっていて気になります。
名義変更の手続きに、締め切りはあるのですか？

答 1 実は不動産の所有者が死亡して、名義変更せずに放置しても特に罰金などはなく、当面の間は支障ありません。ただ、出来るだけ早めの手続きをお勧めします。



多くの方が誤解しておられるのですが、相続の際には「どんな相続財産がいくらあるのか」ということを確かめるのが先です。

相続財産の確定 → 引き継ぐ人の確定 → 名義変更、という順番を進めると良いでしょう。

ただ、特に罰則も支障もないからといって不動産を名義変更しないまま放置しておく
主に こんなデメリットがあります。

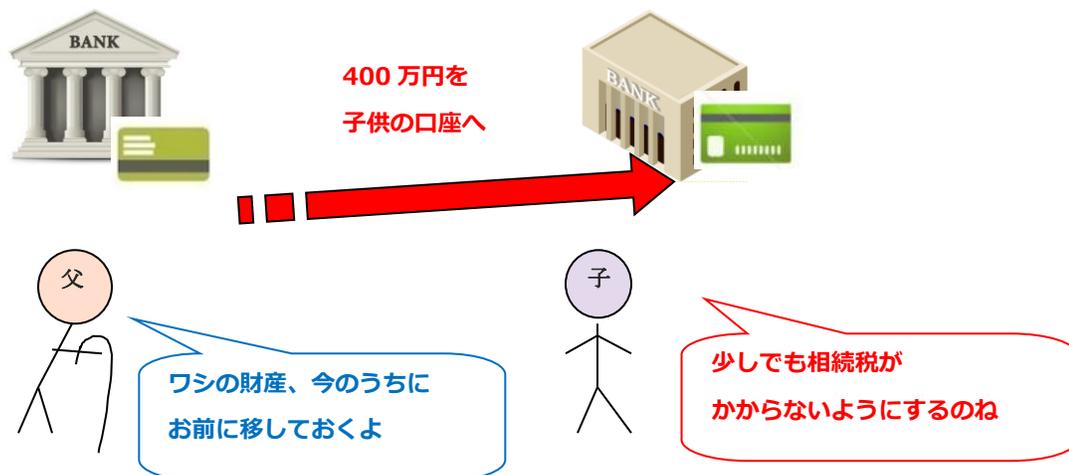
- ▶ 時間がたつにつれ、相続権のある人が増えてしまって手間も時間もかかる
- ▶ その不動産を売ろうとした時に、手続きがややこしくなる

早めに手続きすると、あとが楽です。日常生活に無理のない範囲で進めましょう。

よくある質問 ～ 預金の引き出し～

問1

父は亡くなる1年前、自分の銀行口座から、子供である私の銀行口座に400万円、資金を移しました。その分、父の相続財産は減ったと考えてよいのでしょうか。

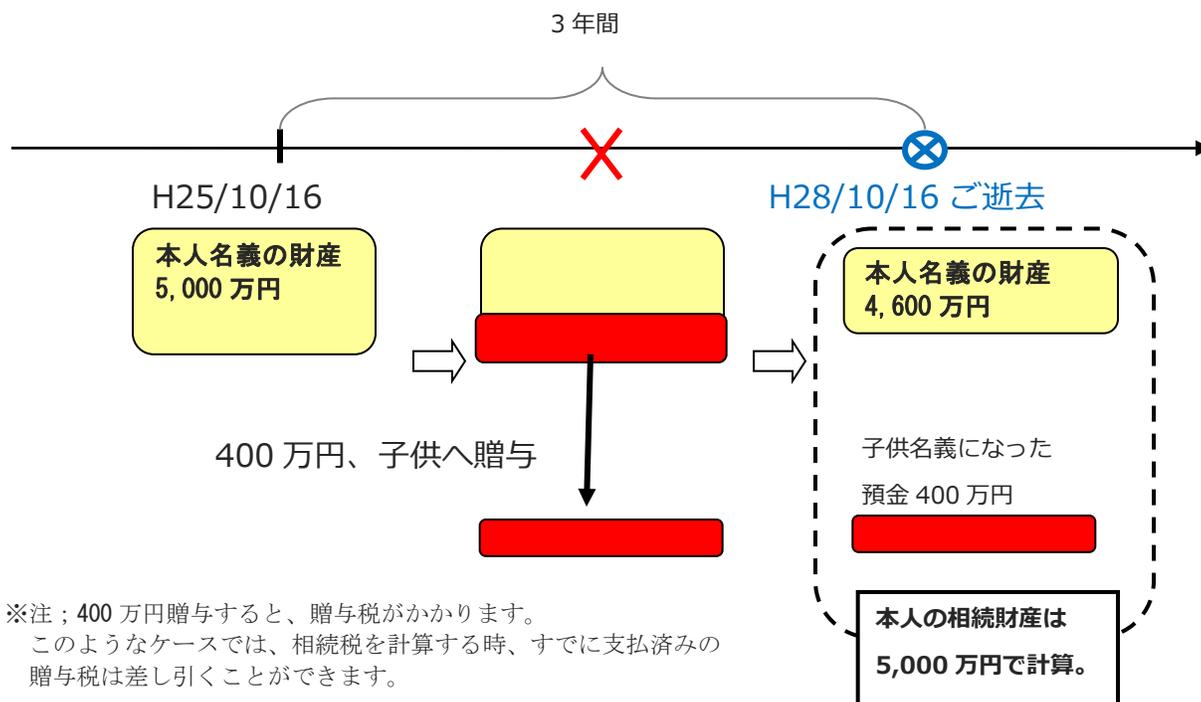


答1

減ったことにはなりません。

死亡日から3年前までの期間に、相続人（この場合は子供）にあげた（贈与した）財産は、相続財産に足し戻して相続税を計算するからです。

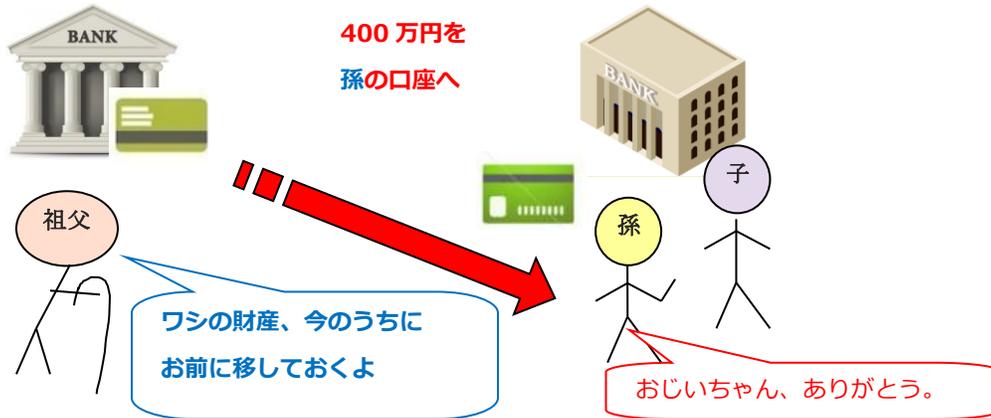
（ただし、生活費や教育費等に通常必要な資金等をあげた場合は足し戻しません。）



※注；400万円贈与すると、贈与税がかかります。
このようなケースでは、相続税を計算する時、すでに支払済みの贈与税は差し引くことができます。

問 2

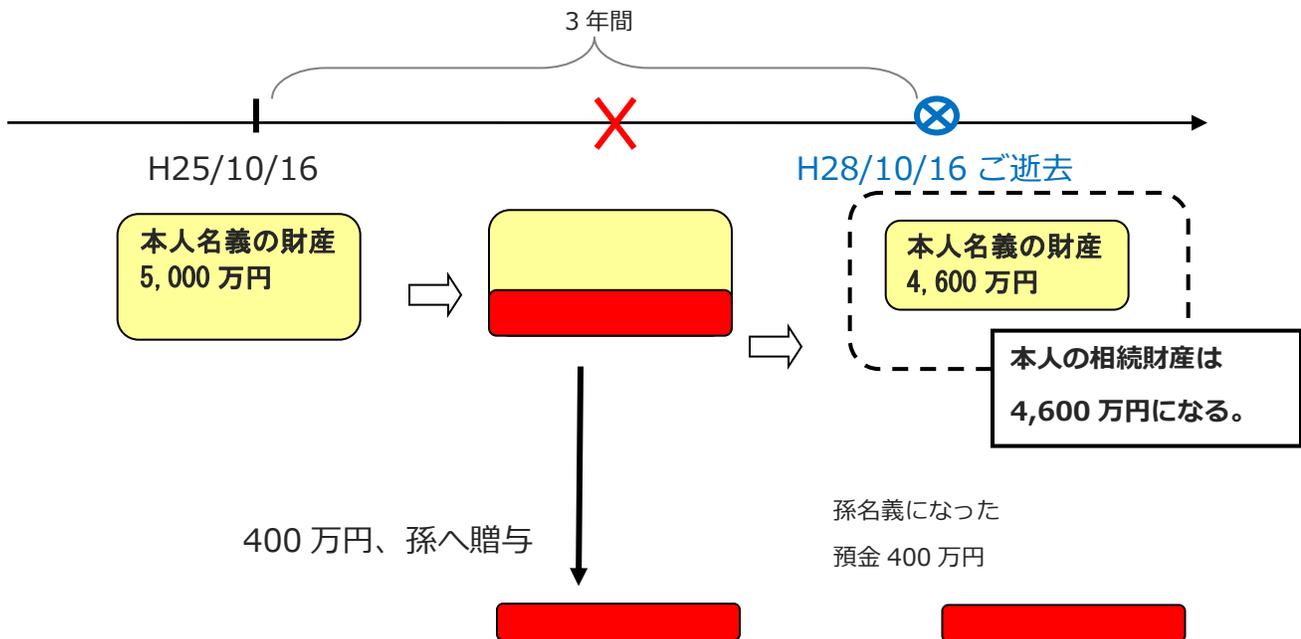
祖父は亡くなる1年前、自分の銀行口座から、孫である私の銀行口座に400万円、資金を移しました。その分、祖父の相続財産は減ったと考えてよいのでしょうか。



答 2

祖父の相続財産は減ったこととなります。

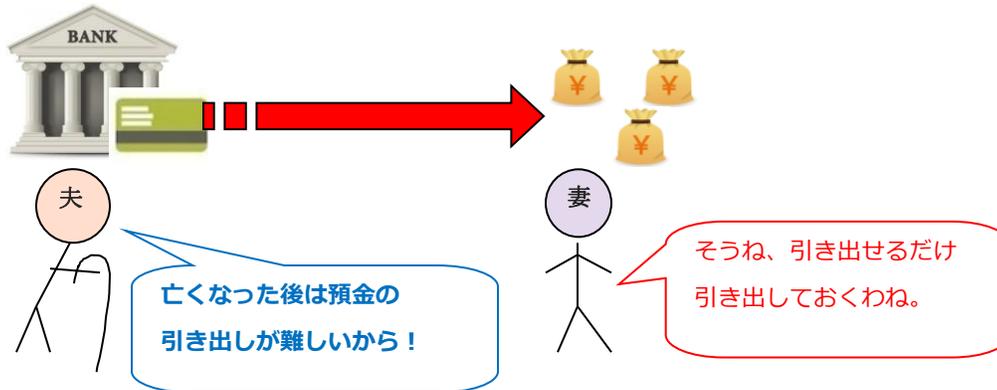
もともと法律で“相続人”とされている子供や、遺言で財産をもらおうとされた人に財産をあげた（贈与した）場合だけ、「死亡日3年前の期間にあげた財産を相続財産へ足し戻す」のです。相続人でない孫に対しては、こうした財産の足し戻しはありません。



※注；この場合でも、贈与税はかかります。

問3

病気入院中の夫は、自分がもう先が長くないとの思いから、妻の私に「今のうちに、僕の銀行口座から資金を引き出しておけ。」と言いました。いくら額なら引き出しても問題ないのでしょうか？



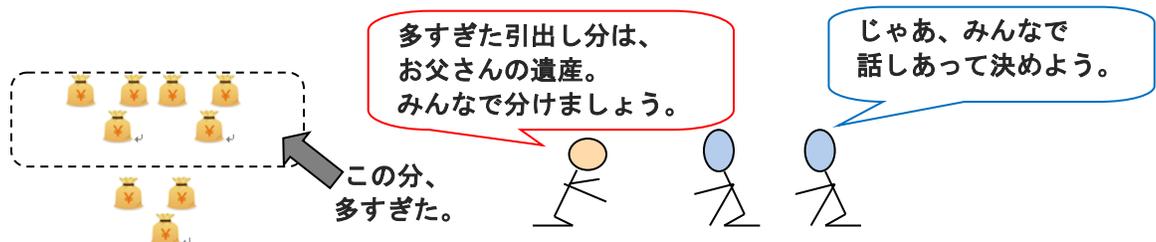
答3

はっきりと「いくら額なら問題ない。」という正解はありません。

ただ、夫が亡くなる直前に、夫の預金からいくらか引き出しても、それが夫の死後の葬式費用や病院への入院費用支払いのため、あるいは“いつもの生活費の引き出し”など「具体的な必要があつて、引き出した」なら、問題ないといえましょう。



ただ、明らかに葬儀費や医療費などで消費される以上の、かなりの金額を生前に引き出ししてしまった場合、その引き出し分は亡くなった本人自身のもの、つまり相続財産として足し戻されます。



よくある質問 ～ 自宅不動産 ～

問 1

妻の死後は、夫婦で暮らしていた家は夫の自分が、預貯金は子供達が引き継ぎます。
私が相続するのは、この自宅の土地と建物だけです。
こういう場合でも、現金でかなりの相続税を払わないといけないのでしょうか？



家は古いから大したことにならない…。
だけど、土地が意外と高い！

答 1

亡くなった方が**住んでいた家の土地**、**事業で使っていた建物がある土地**などは
相続税の金額が少なくなる特典があります。

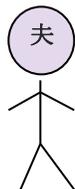
但し、その特典を受けるためには締め切りまでに税務署に決められた書類を

提出しなければいけません。（※小規模宅地等の特例といいます。少々複雑なので詳しい説明は省略。）

(イメージ)



1,000 万円の
自宅土地を相続。

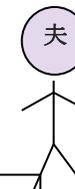


夫

亡くなった妻と住んでいた、自宅。
これからも私はここに住み続けます。



土地の 8 割には
相続税がかかりません！



夫

本当は 1000 万円の価値がある土地だけど、
相続税として数えるのは 200 万円分だけ！
あとの 800 万円分には、税金がかからない。
助かる！

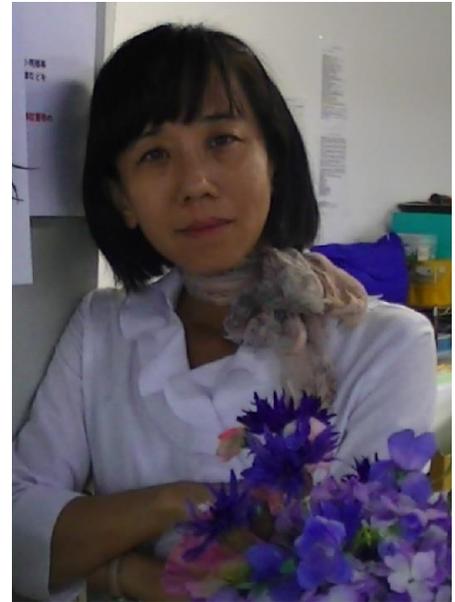
終わりに（所長からのメッセージ）

平成 27 年から相続税・贈与税が改正され、以前よりも相続税の申告をしなければいけないケースが増えています。

ただ、中には「 税務署に申告書を提出する 」ということで税金そのものは 払わなくてもよいケースも多くあります。ぜひとも、私達のような税理士に ご相談して下さい。

なお、ご相談の際には相続ということがらの性質上、どうしても「ご家族の事情」について、全くの他人である私達が質問させて頂くということになります。

その点、ためらいを覚えられる方もおられますが、私達はこれまで沢山の方々から相続についての相談を受けてきたという実績があり、加えて、職務上の厳しい守秘義務を負っています。どうか安心して相談にお越しください。



※参考※

画像引用元 <http://photo-pot.com/?p=3600>

<http://peoples-free.com/information/list.html>

<https://www.pakutaso.com/20140530132post-4141.html>

<http://exchange-images.com/03-economy/056-economy.html>

<https://www.pakutaso.com/>

<http://ja.gofreedownload.net/>

永岡玲子税理士事務所

TEL:0798-48-1238

西宮市里中町3-6-7 ピュア里中2F

相談受付時間

平日9:00～17:00(土日応相談)

